



議案第二十九号

穴鴨第一地区ほ場整備事業に伴う字の区域の変更について

次のとおり字の区域を変更することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十六年三月十一日

三朝町長 松村喬成

昭和五十六年三月廿三日 原案可決

三朝町議会議長 牧田禎

区域を変更する字 の名称	同上の区域（昭和五十六年二月六日現在の地番による。）
大字上西谷字中島	大字上西谷字中島のうち七四の三、七四の四、七五の二及び七六の二以外の区域
大字下西谷字森脇	大字下西谷字森脇のうち五一の三、五一の四、五二の二、五四、五五及びこれらと一体をなす国有地並びに五一の二と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字下西谷字黒谷	大字下西谷字黒谷のうち五六以外の区域並びに大字下西谷字宮原一二〇の一部及びこれと一体をなす国有地並びに一二〇、一二三の一部と一体をなす国有地の一部
大字下西谷字宮原	大字下西谷字宮原のうち一二〇、一二二、一二三の一部、一二四の一の一部、一二四の二の一部、一二五、一二六、一二七の一、一二七の二、一二八の一部、一二九の四の一部及びこれらと一体をな

す国有地の一部並びに一二二、一二三の一と一体をなす国有地の一部  
以外の区域、大字下西谷字伊伍尻一三九の二の一部、一三九の一〇、  
一四〇の一の一部、一四〇の二、一四一の一の一部及び一四一の二の  
一部並びに大字下西谷字中嶋三七九の二、三七九の三の一部、三八二  
及びこれらと一体をなす国有地

大字下西谷字伊伍尻

大字下西谷字伊伍尻のうち一三九の一、一三九の二の一部、一三九  
の六、一三九の九、一三九の一〇、一四〇の一の一部、一四〇の二、  
一四一の一の一部、一四一の二の一部、一五〇の二、一五一、一五二  
の一、一五五及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに大字下  
西谷字宮原一二〇の一部、一二三の一の一部、一二四の一の一部、  
一二四の二の一部、一二五、一二六、一二七の一、一二七の二、  
一二八の一部、一二九の四の一部及びこれらと一体をなす国有地の一  
部

<p>大字下西谷字加市</p>	<p>大字下西谷字加市の全域、大字下西谷字伊仕尻一三九の一、一三九の六、一三九の九、一五〇の二、一五一、一五二の一、一五五及びこれらと一体をなす国有地並びに大字上西谷字中島七四の三、七四の四七五の二及び七六の二</p>
<p>大字下西谷字宮ノ前</p>	<p>大字下西谷字宮ノ前の全域並びに大字下西谷字中嶋三七八の二と一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字下西谷字中嶋</p>	<p>大字下西谷字中嶋のうち二九〇の二の一部、二九一の一部、二九二、三五一の一部、三七五の一、三七五の二、三七六、三七七、三七八の一、三七九の一の一部、三七九の二、三七九の三の一部、三八〇、三八一の一、三八一の二、三八二、三八三、三八四の一部、三八五の一部、三八七の一、三九〇の一部、三九一、三九三の二の一部、三九三の三の一部、三九六及びこれらと一体をなす国有地並びに三七八の二と一体をなす</p>

国有地の一部以外の区域、大字下西谷字官原一二一の一部及びこれと一体をなす国有地の一部並びに一二二、一二三の一と一体をなす国有地の一部並びに大字下西谷字河原田三九八の二、三九九の二、四〇六の三の一部、四〇七の二の一部、四〇八の一の一部及びこれらと一体をなす国有地

大字下西谷字河原田のうち三九八の二、三九九の二、四〇六の三の一部、四〇七の二の一部、四〇八の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字下西谷字森脇五一の三、五一の四、五二の二、五四、五五及びこれらと一体をなす国有地並びに五一の二と一体をなす国有地の一部、大字下西谷字黒谷五六、大字下西谷字官原一二〇の一部、一二一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに大字下西谷字中嶋二九〇の二の一部、二九一の一部、二九二、三五一の一部、三七五の一、三七五の二、三七六、三七七、三七八の一、三七九

大字下西谷字河原田

の一の一部、三八〇、三八一の一、三八一の二、三八三、三八四  
の一部、三八五の一部、三八七の一、三九〇の一部、三九一、三九三  
の二の一部、三九三の三の一部、三九六及びこれらと一体をなす国  
有地